

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

令和6年12月26日に発生した事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

足立区長 近藤 弥生

## 損害賠償請求に関する和解について

足立区は、令和6年12月26日に発生した事故について、下記のとおり和解する。

### 記

#### 1 相手方

足立区内在住者

#### 2 和解の内容

足立区は、相手方に慰謝料等として403,744円を支払う。また、相手方に生じた医療費453,312円を損害賠償金として負担する。

#### 3 事故の概要

区内小学校の体育館で学校開放利用団体が活動中、当該団体に所属する相手方の子の臀部に剥離した床板が刺さり、負傷した。

以上